

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

条 例	頁
○県吏員恩給条例の一部を改正する条例	一
○非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例	一
○手数料条例の一部を改正する条例	二
○県立学校条例の一部を改正する条例	二
○自然の家条例の一部を改正する条例	二
○被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例	二
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	三
○復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	三
○地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	三
○黒川郡富谷町を富谷市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例	四
○県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	六
○父母のない児童等の身元保証に関する条例を廃止する条例	六
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	七
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	七

ページ

## 条 例

○農業大学校条例の一部を改正する条例

(農業振興課) 一九

県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

県吏員恩給条例の一部を改正する条例

県吏員恩給条例(大正十三年宮城県令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行ヲ猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第三十一条第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行ヲ猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例

非常勤職員公務災害補償等条例(昭和四十二年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。  
（経過措置）

2 新条例附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成二十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百三十の項1ロ中「次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「一万七千九百円（機械検査及び婦人子供服製造の職種にあつては一万四千九百円、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図の職種にあつては一万三千百円）」に改め、  
(1)から(3)までを削り、同項1ハ中「次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「一万九千九百円（機械検査及び婦人子供服製造の職種にあつては九千九百円、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図の職種にあつては八千七百円）」に改め、(1)から(3)までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「平成二十七年」を「平成二十八年度」に、「平成二十八年度分」を「平成二十九

年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

自然の家条例の一部を改正する条例

自然の家条例（昭和五十年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。  
別表第二号中「及び体育館」を「、体育館及び運動場」に改め、同表に次のように加える。

運動場（宮城県松島自然の家に限る。）	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、三〇〇円		
--------------------	--------	--------	--------	--	--

別表第二号備考第一号に次のように加える。

6 コテージ（宮城県松島自然の家に限る。）

別表第二号備考第三号中「及び体育館」を「、体育館及び運動場」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の自然の家条例第四条の二の規定による許可申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例  
(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定に基づき、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(不動産取得税の免除)

第二条 平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された同条第二項第四号に規定する復興整備事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。))第二條第二項に規定する集団移転促進事業(東日本大震災復興特別区域法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。))により当該復興整備計画を作成した東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第二條第一項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域(東日本大震災復興特別区域法第六十四条第一項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。))内の土地に関する権利を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした者については、当該土地の取得に対して課する不動産取得税を免除する。

(免除の申請)

第三条 前条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、不動産取得税に関する申告期限までに県税事務所に提出しなければならない。

一 免除を受けようとする者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。))又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- 二 交換により取得した土地の所在、地番、地目及び地積
- 三 交換により譲渡した土地に関する権利の内容並びに当該土地の所在、地番、地目及び地積
- 四 その他知事が必要と認める事項

(免除の措置)

第四条 県税事務所長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、免除の処分を決定し、その旨

を不動産取得税の免除を受けようとする者に通知しなければならない。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者に係る第三条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

宮城県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県県税条例の一部改正)

第一条 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第七節 自動車取得税(第八十七条―第九十七条の二)」を「第七節 軽油引取税(第九十八条―第百二条の二十)」に改める。

第三條中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第六條第一項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「自動車税」の下に「種別割」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 自動車税の環境性能割 取得者の住所地(取得者の住所地が県外にある場合は、主たる定置場所所在地)

第十一条中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第十六条第一項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第二項中「自動車税」の下に「種別割」を加える。

第十六条の二第二項中「においては」を「には」に、「掲げる期間」を「定める日又は期限までの期間」に改め、同項第一号中「の規定による」を「規定する」に改め、「までの期間」を削り、同項第二号中「までの期間」を削り、同項第三号中「修正申告書の提出期限」の下に「。以下この号において同じ。」を加え、「までの期間」を削り、「その期間の末日」を「当該修正申告書を提出した日」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、修正申告書の提出があつたとき（当該修正申告書に係る県民税又は事業税について当初申告書が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額の減額更正があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として令第九条の十第二項に規定する税額又は令第三十三条の第三第二項に規定する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により県民税を免れた法人が更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る県民税その他令第九条の十第三項に規定する県民税又は詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る事業税その他令第三十三条の第三第三項に規定する事業税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る県民税又は事業税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（当該修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第十六条の三第一項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「においては」を「には」に、「その納期限」を「当該納期限」に、「掲げる」を「定める日までの」に改め、「ものとする」を削り、同項第一号中「その提出期限」を「申告書の提出期限」に改め、「までの期間」を削り、同項第二号中「その提出期限」を「申告書の提出期限」に改め、「までの期間」を削り、「その翌日」を「その日の翌日」に改め、同項第三号中「までの期間」を削り、同項第四号中「第二百二十五条第二項」を「第六十四条第二項」に、「よつて」を「より」に改め、「までの期間」を削る。

第十七条第三項中「第二百二十五条第二項」を「第六十四条第二項」に改める。  
第二十七条の二第二項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第五十三条の二第六項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該住宅が令第三十七条の十八第三項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類  
二 その他知事が必要と認める書類  
第六十条第六項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該土地の上にある住宅が令第三十七条の十八第三項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類  
二 その他知事が必要と認める書類

第二章第七節の節名を削る。

第七十六条から第九十七条の二までを次のように改める。

第七十六条から第九十七条の二まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第二百三条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第二百三条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四十八条第一項の規定により種別割を課することができる者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第二百三条の次に次の一条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第二百三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 法第四百七十七条第三項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。第四百四条の次に次の九条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第四百四条の二 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第九条の三各号に規定するところにより算定した金額（第四百四条の四及び附則第十一条の四の二において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第四百四条の三 次の各号に掲げる規定の適用を受ける自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める税率とする。

一 法第五百七十七条第一項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定 百分の二

二 法第五百七十七条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定 百分の二

三 法第五百七十七条第三項の規定 百分の三

（環境性能割の免税点）

第四百四条の四 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第四百四条の五 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第四百四条の六 環境性能割の納税義務者は、法第六十条第一項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第九条の五に規定する申告書の様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を県税事務所長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、法第六十

十条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第九条の五に規定する報告書の様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第四百四条の七 前条第一項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条において「申告書」という。）を提出すべき者は、法第六十条第一項各号に規定する環境性能割の申告書の提出期限後においても、法第六十八条第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第一項の規定により申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、法施行規則第九条の六各号に規定する事項を記載した修正申告書を県税事務所長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額（第十六条の三第一項の規定により加算される延滞金額で修正申告書に係る環境性能割額に係るものを含む。）を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第四百四条の八 環境性能割の納税義務者は、第四百四条の六第一項の規定により環境性能割額を県税事務所長に納付する場合（第十六条の三の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書に証紙代金収納計器（知事の指定を受けた計器で知事が定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。以下「収納計器」という。）により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額の表示を受けなければならない。

2 前項の場合において、環境性能割の納税義務者が収納計器により表示を受けるときは、現金を納付したときは、県税事務所長は、申告書に納税済印を押すことにより収納計器による表示に代えることができる。

3 環境性能割の納税義務者は、前条の規定による環境性能割額を県税事務所長に納付する場合には、納付書により納付しなければならない。

（収納計器取扱者の指定等）

第四百四条の九 収納計器による表示その他収納計器の取扱いに関する事務は、知事の指定を受けた者が行うものとする。

2 知事は、前条第一項及び前項の指定をしたときは、告示しなければならない。指定を取り消し、

又は変更したときも、同様とする。

3 収納計器による表示を受けて環境性能割を払い込んだ者には、領収書を発行しない。

4 収納計器により表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、無効とする。

5 前各項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第四百四の十 環境性能割の納税義務者が第四百四条の六の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定する納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第二百五条の見出しを「種別割の税率」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、同号イ(1)中「一般乗用車のものを「一般乗用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について」を「(2)において」に改め、同号イ(2)中「一般乗用車のもの以外のもの」を「一般乗用バス以外のバス」に改め、同条第三項中「対する自動車税」を「対して課する種別割」に、「額を」を「額を、」に改め、同条第四項中「対する自動車税」を「対して課する種別割」に、「乗車定員、最大積載量」を「最大積載量、乗車定員」に、「よつて」を「より」に改め、同条第五項中「対する自動車税」を「対して課する種別割」に改める。

第七七条(見出しを含む。)及び第七八条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第八八条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第五百十条第一項」を「第七七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「よる自動車税の」を「より種別割を」に、「においては、当該自動車税」を「には、当該種別割」に改める。

第八八条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に」を「ときに」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「よつて」を「より」に改める。

第九九条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送

車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は同法第十三条第一項に規定する移転登録」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第四号中「第四百四十五条第三項」を「第四百四十六条第三項」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第一百十條第一項中「第三百三条第二項」を「第三百三条の二第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第一百一一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「よつて申告」を「より申告し、」に、「においては」を「には」に改める。

第一百三條(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第七七条の三第一項及び第三項中「百分の五」を「百分の二・九」に改める。

第八八条中「百分の四・〇」を「百分の一・八」に改める。

第九九条第一項中「四・〇分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

第一百十條第四項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第一項第二号」に改める。

第一百十條の二の三を次のように改める。

第十條の二の三 削除

附則第十條の二の四第三項を削る。

附則第十一條第四項中「総務省令で定める」を「法施行規則附則第三条の二の十七第一項に規定する」に、「政令で定める」を「令附則第七条第二十一項に規定する」に改める。

附則第十一條の三の二の見出しを「(自動車税の環境性能割の非課税)」に改め、同条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第八十七条第一項」を「第三百三条第一項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

附則第十一條の四第二項第二号ハ(1)及び(2)以外の部分中「総務省令で定める」を「法施行規則附則第四条の五第七項に規定する」に改め、同号ハ(1)中「総務省令で定める」を「法施行規則附則第四条の四第十五項に規定する」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同号二(1)中「附則第四条の四第十五項」を「附則第四条の四第十七項」に改め、同号ホ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同条第三項第一号イ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ハ中「総務省令で定める」を「法施行規則附則第四条の五第十六項に規定する」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第十五項」を「附

則第四条の五第十七項」に改め、同号ホ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同条第四項第一号イ中「附則第四条の五第十七項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十九項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号ハ中「総務省令で定める」を「法施行規則附則第四条の五第二十四項に規定する」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十五項」に改め、同号ホ中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十六項」に改め、同条第五項中「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十七項」に改める。

附則第十一条の四の二を次のように改める。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十一条の四の二 次の各号に掲げる規定の適用を受ける自動車に対して課する自動車税の環境性能割の課税標準は、第四百四条の二の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 法附則第十二条の二の十二第一項の規定 通常の取得価額から千万円を控除して得た額  
二 法附則第十二条の二の十二第二項の規定 通常の取得価額から六百五十万円(乗車定員三十人未満の同項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額

三 法附則第十二条の二の十二第三項の規定 通常の取得価額から百万円を控除して得た額

四 法附則第十二条の二の十二第四項の規定 通常の取得価額から五百二十五万円を控除して得た額

五 法附則第十二条の二の十二第五項の規定 通常の取得価額から三百五十万円を控除して得た額

六 法附則第十二条の二の十二第六項の規定 通常の取得価額から三百五十万円を控除して得た額

2 前項の規定は、第四百四条の六第一項又は第四百四条の七の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき法施行規則附則第四条の十第十五項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十一条の四の三を削る。

附則第十二条第三項第二号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第四号中「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同項第五号中「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第七項」に改め、同条第四項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第八項」に改める。

附則第二十一条の四第二項中「第三十七条の十二の二第二項各号」を「第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号まで」に改める。

附則第二十二條の三第二項中「第三十二條の六第一項」を「前項の規定の適用がある場合における第三十二條の六第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項」に改める。

(宮城県県税条例の一部改正)

第二条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四を次のように改める。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十一条の四 営業用の自動車に対する第四百四条の三の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「百分の一」とあるのは「百分の〇・五」と、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第十二条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条」を「法第四百九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。第三項第一号」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条」を「同条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。第三項第二号」に、「附則第五条第二項」を「附則第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条第五項に規定するものを「法第四百九条第一項第三号に規定する電力併用自動車」に、「バス(一般乗用のものに限る。)」を「第四百九条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗用バス」に、「平成二十八年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第四百九条第一項」を「同条第一項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに最初の第四百九条の二第三項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第四百九条第一項第五号に規定する軽油自動車(第三項第五号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十二条第一項の表第百五条第一項第一号イの項中「第百五条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百五条第一項第一号ロの項中「第百五条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百五条第一項第二号イの項中「第百五条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百五条第一項第二号ロの項中「第百五条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百五条第一項第二号ハ(1)の項中「第百五条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百五条第一項第二号ハ(2)の項中「第百五条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百五条第一項第三号イ(1)の項中「第百五条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百五条第一項第三号イ(2)の項中「第百五条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百五条第一項第四号の項中「第百五条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百五条第三項第一号の項中「第百五条第三項第一号」を「第三項第一号」に改め、同表第百五条第三項第二号の項中「第百五条第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第百五条第五項第一号の項中「第百五条第五項第一号」を「第五項第一号」に改め、同表第百五条第五項第二号の項中「第百五条第五項第二号」を「第五項第二号」に改め、附則第十二条第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年年度分の自動車税」を「には、平成二十九年年度分の自動車税の種別割」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第二号から第五号までを次のように改める。

- 二 天然ガス自動車のうち、法第百四十九条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの

- 三 法第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車
- 四 法第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの
- 五 軽油自動車のうち、法第百四十九条第一項第五号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基

準に適合する乗用車

附則第十二条第三項の表第百五条第一項第一号イの項中「第百五条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百五条第一項第一号ロの項中「第百五条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百五条第一項第二号イの項中「第百五条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百五条第一項第二号ロの項中「第百五条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百五条第一項第二号ハ(1)の項中「第百五条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百五条第一項第二号ハ(2)の項中「第百五条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百五条第一項第三号イ(1)の項中「第百五条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百五条第一項第三号イ(2)の項中「第百五条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百五条第一項第四号の項中「第百五条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百五条第三項第一号の項中「第百五条第三項第一号」を「第三項第一号」に改め、同表第百五条第三項第二号の項中「第百五条第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第百五条第五項第一号の項中「第百五条第五項第一号」を「第五項第一号」に改め、同表第百五条第五項第二号の項中「第百五条第五項第二号」を「第五項第二号」に改め、附則第十二条第四項の表以外の部分を次のように改める。

4 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第百四十九条第一項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百五条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条第四項の表第百五条第一項第一号イの項中「第百五条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百五条第一項第一号ロの項中「第百五条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百五条第一項第二号イの項中「第百五条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百五条第一項第二号ロの項中「第百五条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百五条第一項第二号ハ(1)の項中「第百五条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百五条第一項第二号ハ(2)の項中「第百五条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百五条第一項第三号イ(1)の項中「第百五条第一項第三号イ(1)」を「第一項



一項第三号イ(1)に改め、同表第一百五条第一項第三号イ(2)の項中「第一百五条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第一百五条第一項第三号ロの項中「第一百五条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第一百五条第一項第四号の項中「第一百五条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第一百五条第三項第一号の項中「第一百五条第三項第一号」を「第三項第一号」に改め、同表第一百五条第三項第二号の項中「第一百五条第三項第二号」を「第三項第二号」に改め、同表第一百五条第五項第一号の項中「第一百五条第五項第一号」を「第五項第一号」に改め、同表第一百五条第五項第二号の項中「第一百五条第五項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第三条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正  
 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和二十七年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二から第三条までの規定(見出しを含む。)中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。  
 (県税に関する証明等手数料条例の一部改正)

第四条 県税に関する証明等手数料条例(昭和三十四年宮城県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。  
 (県税減免条例の一部改正)

第五条 県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の三の見出し及び同条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第七条の四第一項及び第二項各号列記以外の部分中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第二項又は第四項から第七項まで」を「第三項又は第四項」に改め、同項第二号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第三項中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改める。

第八条から第八条の三までの規定中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第九条第一項中、「第三条第一項第三号」及び「第三条第一項第三号に該当する者にあつては法第七十二条の五十五第一項に規定する申告期限までに」を削り、同条第八項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「第三条第一項第一号若しくは第二号」を削り、同項第三号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三条第一項第一号又は第二号の規定により県税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面を添付して、災害のやんだ日から六十日以内に県税事務所に提出しなければならない。

一 減免を受けようとする者の住所及び氏名又は名称  
 二 年度、期別、税目、課税標準及び税額  
 三 損害の程度

四 その他知事が必要と認める事項

3 第三条第一項第三号の規定により県税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、法第七十二条の五十五第一項に規定する申告期限までに県税事務所に提出しなければならない。

一 減免を受けようとする者の住所及び氏名又は名称  
 二 年度、期別、税目及び税額  
 三 その他知事が必要と認める事項

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第六条 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(平成十三年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「第八条の二第十四項」を「第八条の二第十二項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第六条第三項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

(原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部改正)

第七条 原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例(平成十四年宮城県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「(同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び「(同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

(宮城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年宮城県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「総務省令で定める様式」を「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第八十五号)附則第六条第一項に規定する別記第一号様式」に改める。  
 (地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部改正)

第九條 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二條中「（同条例附則第十條の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中第五十三條の二第六項及び第六十條第六項の改正規定並びに附則第十條第四項、第十一條第四項、第十一條の四第二項から第五項まで、第十二條第三項及び第四項並びに第二十二條の三第二項の改正規定並びに第五條中第九條の改正規定（「自動車税」の下に「の種別割」を加える部分を除く。）並びに第八條の規定 公布の日

二 第一條中第十六條の二の改正規定並びに附則第二十一條の四第二項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十九年一月一日

三 附則第十一項の規定 平成三十年四月一日

（延滞金に関する経過措置）

2 第一條の規定による改正後の宮城県税条例（以下「新条例」という。）第十六條の二第四項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に納期限が到来する法人の県民税又は事業税に係る延滞金について適用する。

（県民税に関する経過措置）

3 新条例附則第二十一條の四第二項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新条例第三十八條第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県において事務所又は事業

所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成三十年二月二十八日までの間に開始する事業年度の新条例第三十九條第一項第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下同じ。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例附則第十條の二第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第一條の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第七十二條の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二條の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二條の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の新条例第三十九條第一項第一号イに規定する付加価値額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二條の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合は、当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における宮城県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第三十八号）第一條の規定による改正前の宮城県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十條の二第一項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）を切り捨てた金額

二 当該事業年度の新条例第三十九條第一項第一号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二條の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合は、当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第十條の二第一項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十九條第一項第一号ハに規定する所得を新条例附則第十條の二第一

項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。以下この号において「課税標準所得」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた旧条例附則第十条の二第一項第一号ハの表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合又は当該金額を切り捨てた金額）と、課税標準所得に当該区分に応ずる旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた第四十一条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第八条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「旧暫定措置法」という。）第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）との合計額

7 新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）は、事業税額から控除する。

8 新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人（他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成三十年二月二十八日までの間に開始する事業年度に係る新条例附則第十条の二第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）は、事業税額から控除する。

一 当該事業年度の新条例第三十九条第一項第一号イに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の金額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を

切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二第三項第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十九条第一項第一号ロに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の金額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二第三項第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十九条第一項第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額。以下この号において「課税標準所得」という。）に平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた旧条例附則第十条の二第三項第一号ハに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）と、課税標準所得に旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた第四十一条第三項第一号ハに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）に旧暫定措置法第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）との合計額

9 新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）は、事業税額から控除する。

10 第六項から前項までの規定は、新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年三月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項 第八項第一号	第八項第一号	第八項 調整後付加価値額	第八項 事業税額	第八項 調整後付加価値額	第八項 事業税額	第八項 調整後付加価値額	第八項 課税標準所得	第八項 調整後付加価値額	第八項 課税標準所得	第八項 調整後付加価値額	第八項 課税標準所得	第八項 調整後付加価値額	第八項 課税標準所得	第八項 調整後付加価値額	第八項 課税標準所得	第六項 施行日から平成三十年二月二十八日まで	第六項 平成三十年三月一日から平成三十年三月三十一日まで
附則第十条の二第二項第一号イ	附則第十条の二第二項第一号イ	附則第十条の二第三項第一号	附則第十条の二第三項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	附則第十条の二第二項第一号	第四十一条第三項第一号	第四十一条第三項第一号
第四十一条第三項第一号	第四十一条第三項第一号イ	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	三月分事業税額	第四十一条第三項第一号	第四十一条第三項第一号イ

第八項第三号	課税標準所得	三月分課税標準所得	前項	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額
第六項	課税標準所得	三月分課税標準所得	前項	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額
第六項第一号	附則第十条の二第二項第一号イ	第四十一条第一項第一号イ	前項	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額
第六項第二号	附則第十条の二第二項第一号ロ	第四十一条第一項第一号ロ	前項	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額
第六項第三号	附則第十条の二第二項第一号ハ	第四十一条第一項第一号ハ	前項	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額
第七項	課税標準所得	平成三十一年度分課税標準所得	前項	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額	調整後付加価値額	三月分調整後付加価値額

11 第六項から第九項までの規定は、新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	施行日から平成三十年二月二十八日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
第六項	調整後付加価値額	平成三十一年度分調整後付加価値額
第六項	附則第十条の二第二項第一号	第四十一条第一項第一号
第六項	調整後付加価値額	平成三十一年度分調整後付加価値額
第六項	事業税額	平成三十一年度分事業税額
第六項	二分之一	四分之一
第六項	事業税額	平成三十一年度分事業税額
第六項	課税標準所得	平成三十一年度分課税標準所得

12 第七条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例第二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

13 第九条の規定による改正後の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例第二条の規定

第九項	調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
第八項第三号	課税標準所得	平成三十年度分課税標準所得
	附則第十条の二第三項第一号ハ	第四十一条第三項第一号ハ
第八項第二号	附則第十条の二第三項第一号イ	第四十一条第三項第一号イ
	附則第十条の二第三項第一号ロ	第四十一条第三項第一号ロ
第八項第一号	事業税額	平成三十年度分事業税額
	二分の一	四分の一
第八項	調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	施行日から平成三十年二月二十八日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
第八項	附則第十条の二第三項第一号	第四十一条第三項第一号
	基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
第八項	事業税額	平成三十年度分事業税額
	二十億円	四十億円
第八項	事業税額	平成三十年度分事業税額
	二十億円	四十億円

は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

14 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)

15 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

16 第二条の規定による改正後の宮城県条例附則第十一条の四の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

17 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

18 第二条の規定による改正後の宮城県条例附則第十二条の規定は、平成二十九年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

19 第三条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、平成二十九年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

20 第四条の規定による改正後の県税に関する証明等手数料条例の規定は、平成二十九年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

21 第五条の規定による改正後の県税減免条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

22 第六条の規定による改正後の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
(企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部改正)

23 企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例(平成十九年宮城県条例第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「(同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び「(同条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条にお

いて同じ。」を削る。

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成二十四年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第二条から第四条までの規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例(平成二十七年宮城県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

黒川郡富谷町を富谷市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

黒川郡富谷町を富谷市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

(行政機関設置条例の一部改正)

第一条 行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二項の表宮城県仙台台地方振興事務所の項中「岩沼市」の下に、「富谷市」を加え、同条第三項の表宮城県仙台台地方振興事務所の項中「東松島市」の下に、「富谷市」を加える。

第二条の二第二項の表宮城県仙台北県税事務所の項中「」の下に、「富谷市」を加える。

第三条第二項の表宮城県仙台北保健福祉事務所の項、第七条の表宮城県中央児童相談所の項、第八条第一項の表宮城県塩釜保健所の項及び第三項の表宮城県塩釜保健所の項、第十二条第一項の表宮城県仙台畜産保健衛生所の項並びに第十五条第二項の表宮城県仙台北土木事務所の項中「岩沼市」の下に、「富谷市」を加える。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項中「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削り、同表十三の四の項中「富谷町」を削り、同表十五の項中「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削り、同表十七の項中「富谷町」を「富谷市」に改め、同表十八の項中「富谷町」を削り、同表十八の二の項を削り、同表中十八の三の項を十八の二の項とし、同表二十一の二の項中「富谷町」を削り、同表二十三の二の項を削り、同表二十四の項中「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削り、同表二十四の二の項、二十六の項及び二十七の項中「富谷町」を削り、同表二十七の五の項を削り、同表二十七の六の項中「富谷町」を削り、同項を同表二十七の五の項とし、同表二十八の二の項及び三十の二の項中「東松島市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削り、同表三十の三の項中「登米市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削り、同表三十の四の項中「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削り、同表三十の五の項を削り、同表中三十の六の項を三十の五の項とし、三十の七の項を三十の六の項とし、三十の八の項を三十の七の項とし、同表三十三の項中「富谷町」を削り、同表三十九の三の項中「大崎市」の下に「富

谷市」を加え、「富谷町」を削り、同表四十の項中「富谷町」を「富谷市」に改め、同表四十五の二の項中「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削る。

(申請等の受理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 申請等の受理の特例に関する条例(平成十二年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十五の項中「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削る。

(県民の森等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 県民の森等の設置及び管理に関する条例(平成元年宮城県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表宮城県県民の森の項中「仙台市」の下に「富谷市」を加え、「黒川郡富谷町」を削る。

(民生委員の定数を定める条例の一部改正)

第五条 民生委員の定数を定める条例(平成二十五年宮城県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

表大崎市の項の次に次のように加える。

富谷市	五十九人
-----	------

表黒川郡富谷町の項を削る。

(道路占用料等条例の一部改正)

第六条 道路占用料等条例(平成八年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。  
別表備考第二号口中「岩沼市」の下に「富谷市」を加え、「同郡利府町及び黒川郡富谷町」を「及び同郡利府町」に改める。

(流域下水道条例の一部改正)

第七条 流域下水道条例(昭和五十三年宮城県条例第十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表吉田川流域下水道の項を次のように改める。

吉田川流域下水道	富谷市公共下水道 大和町公共下水道 大郷町公共下水道 大衡村公共下水道
----------	--

(公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第八条 公営企業の設置等に関する条例(昭和四十九年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正

する。

第三条第二項の表大崎広域水道の項中「大崎市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削り、同表仙南・仙塩広域水道の項中「岩沼市」の下に「富谷市」を加え、「利府町及び富谷町」を「及び利府町」に改め、同条第三項の表仙塩工業用水道の項中「多賀城市」の下に「富谷市」を加え、「大和町及び富谷町」を「及び大和町」に改める。

(県立学校条例の一部改正)

第九条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

宮城県古川高等学校	大 崎 市 を
宮城県古川黎明高等学校	
宮城県岩出山高等学校	
宮城県松山高等学校	
宮城県田尻さくら高等学校	
宮城県古川工業高等学校	
宮城県鹿島台商業高等学校	

に改め、同表宮城県富谷高等学校の項を

宮城県古川高等学校	大 崎 市
宮城県古川黎明高等学校	
宮城県岩出山高等学校	
宮城県松山高等学校	
宮城県田尻さくら高等学校	
宮城県古川工業高等学校	
宮城県鹿島台商業高等学校	

宮城県富谷高等学校  
富 谷 市

削る。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第十条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年宮城県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県大和警察署の項中

黒川郡のうち  
大和町(宮城県泉警察署の管轄区域を除く)、大郷町、富谷町、大衡村

を

富谷市  
黒川郡のうち  
大和町(宮城県泉警察署の管轄区域を除く)、大郷町、大衡村

に改める。

附 則

この条例は、黒川郡富谷町を富谷市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成六年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第八条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「四円八十八銭」を「五円二銭」に、「三十六万五千円」を「三十七万五千五百円」に改める。

第十一条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年宮城県条例第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条中「前条第二項本文」を「第三条第二項本文」に改め、「場合」の下に「又は前条本文の規定による特定個人情報の提供があった場合」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の提供)

第四条 法第十九条第十号の規定により、別表第三の第一欄に掲げる情報照会機関が同表の第三欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該情報提供機関は、当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、当該情報照会機関が情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第一中

知事

を



一 知事

に改め、同表に次のように加える。

二 教育委員会

特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて別に規則で定めるもの

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
知事	別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて別に規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定（ただし書に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日から法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第四条の規定の適用については、同条中「第十九条第十号」とあるのは、「第十九条第九号」とする。

父母のない児童等の身元保証に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

父母のない児童等の身元保証に関する条例を廃止する条例

父母のない児童等の身元保証に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年宮城県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び九項を加える。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員資格に関する特例）

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表第一第二号イの規定により認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同表第二号イ、ロ及びニの規定にかかわらず、同表第一号イ及びロの規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第一項に規定する免許状をいう。以下同じ。）又は保育士（児童福祉法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

3 別表第一第二号イ及びニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者、小学校教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び第六項において同じ。）をもって代えることができる。

4 別表第一第二号ロの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者（同号ニの規定により保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者とする場合は、当該保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者。次

項及び第六項において同じ。)については、当分の間、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の数及び利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表第一第二号の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者並びに同号の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有する者と認める者をもって代えることができる。この場合において、当該認める者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表第一第一号イ及びロの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	別表第一第二号イ及びニ(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	別表第一第二号ロの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者	小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	別表第一第二号イの規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者並びに同号ロの規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有する者と認める者

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

7 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表第二第二号ハ本文の規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。別表第一第二号ロを除き、以下同じ。)に直接従事する職員(以下この項、第九項及び第十項において「職員」という。)の数が一人となる場合には、当分の間、別表第二第二号ハの表備考第一号の規定にかかわらず、同号ハの規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員のうち一人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

8 別表第二第二号ハの表備考第一号に規定する者については、当分の間、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び第十項において同じ。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表第二第二号ハの表備考第一号に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有する者と認める者をもって代えることができる。この場合において、当該認める者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 前二項の規定により別表第二第二号ハの表備考第一号に規定する者を小学校教諭の普通免許状を有する者若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭の普通免許状を有する者、養護教諭の普通免許状を有する者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有する者の総数は、同号ハの規定により幼保連携型認定こども園に置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

別表第一第一号イ中「(幼保連携型認定こども園を除く。以下この表において同じ。)」を削り、同号ハ中「及び教育」を「並びに教育」に改め、同表第二号イ中「(児童福祉法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下同じ。)」を削り、同号ロ中「(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第四条に規定する免許状をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第二第二号ハ中「(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削り、同号ハの

表備考第一号中「(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十七年」を「平成二十八年」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十七年」を「平成二十八年」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。